

環境ビジネス研究会 会則

第1条（目的）

私たちは環境衛生業務に携わる一員として日々学修し、その学習の成果を業務を通してお客様に還元することを目的とし、もって社会に貢献します。

第2条（名称）

この会の名称を「環境ビジネス研究会」（略称EBR）とします。

第3条（設立年月日）

本会の設立年月日は平成12年10月31日とする。

第4条（事務局所在地）

本会の事務局を以下に置く。なお、事務局を本会の所在地とする

〒162-0851 東京都新宿区弁天町3番地 早稲田ASKビル(株)講販内 環境ビジネス研究会 事務局

第5条（代表及び事務局）

この会の会長及び副会長は各1名とし、会員の多数決により選出します。

会長はこの会を主宰し、副会長はその補佐をします。

任期は2年とし、4月をその年度初めとして翌々年の3月31日をもって任期を終了します。事務局員は会長の指名により若干名を決定します。

事務局長は事務局員の互選により1名を選出します。また任期は会長と同様とします。

第6条（年会費）

年会費については一年度につき18,000円とします。

この収支は事務局にて管理し、年1回年度最後の研究会にて報告するものとします。

第7条（年会費の納入時期）

年会費は毎年3月1日から3月末までの間に、翌年度年分を事務局に納めることとします。
また、年度の途中入会者についてはその年度の分として18,000円を納めるものとします。

第8条（会の意義）

この会の会員はお互いに事業の成功を目指し学修、研究をする場とするもので、談合、その他、お客さまに不利な影響を与える場ではありません。
又、会員同士はお互いに競争することを妨げません。

第9条（共同の利益）

商品の仕入れなど、まとまることで会員が有利な条件になる場合、当会で話し合い共同仕入れや共同販売などを決定することが出来るものとします。

第10条（入会、脱会、会員名簿）

会に参加しようとする者は会員一名以上の推薦を受け、文章で事務局に提出し、事務局で承認したものが会員となります。
又脱会については脱会届を事務局に提出することで脱会できるものとします。
なお、第5条の納入がないときは、翌年度より退会扱いとなるものとします。
会員名簿は年1回以上会員に郵送、又は会議の席上で参加会員に配布するものとします。

第11条（定例会）

定例会は年6回開催することとし、その会員からの申し出により事務局で決定し、臨時で会員を招集することができるものとします。

第12条（総会）

総会は年1回3月、毎年度最後の定例会の後開催することとします。総会の成立は全会員の1/2以上（委任状を含む）で成立します。

第13条（事務局会議）

事務局会議は年6回、定例会と次回定例会の間に開催します。

第14条（その他）

この会で決議すべき事項は、会員の半数以上の同意をもって決めるものとします。（委任状を含みます）



環境ビジネス研究会

〒162-0851

東京都新宿区弁天町3番地

早稲田ASKビル(株)講販内 環境ビジネス研究会 事務局

<http://ebr-japan.info/>

TEL : 03-3205-1871 FAX : 03-3205-2080

平成28年～29年度選出役員

事務局	
会 長	山口 英治
副会長	橋本 洋一
事務局長	庄司 雅芳
事務局員 (会計部長)	今村 孝次
事務局員 (開発部長)	今関 順功
事務局員 (広報部長)	小島 幸雄

平成12年10月31日作成

平成13年4月1日改訂

平成14年1月12日改訂

平成14年9月7日改訂

平成15年4月1日改訂

平成23年5月14日改訂

平成27年2月18日改訂

平成27年3月14日改訂

平成28年3月12日改訂

平成29年3月1日改訂

平成29年8月1日改訂